

区民の声の公表（令和3年8月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
ノーマスクランナーについて	毎日犬の散歩で多摩川の土手を散歩していますが、夏になってからランナーの方々の殆どがノーマスクです。ただでさえノーマスクはリスクがあるのにランニングしていて激しい呼吸になっているのにノーマスクです。当たり前のような顔をしてノーマスクで走っており、不愉快極まりないです。なんとか対策をとっていただけないでしょうか。なぜルールを守っている方が我慢して道を譲らないといけなののでしょうか？ 感染爆発しているのにこれでは感染拡大になる原因大だと思います！なんとかしてください！	厚生労働省及びスポーツ庁が呼びかけているランニングの際の注意点として、ランニング時は通常時に比べ、呼吸が激しくなるため、他の人との距離の確保や人が多い場所を避けるなどの新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた実施が必要であると呼びかけています。 また、スポーツ・運動を行う際のマスク着用については、運動・スポーツを行う方自身に適宜判断していただくとしており、マスクを着用した場合の熱中症予防についても注意喚起を行っています。 お話の場所については、道幅の関係もあり、すれ違いや追い越しの際に人と人との密のもとになると考えられたため、ランニング時には、人が多い場所等を避けていただく旨の呼びかけや注意喚起を行い、今後もより多くの方にご理解いただけるよう、引き続き周知していきます。	スポーツ推進部 スポーツ推進課	電話 03-5432-2742 ファクシミリ 03-5432-3080	令和3年8月10日	
ふるさと納税に地域猫の去勢、避妊手術代の無償のお願い	人間の手によって捨てられた野良猫が赤ちゃんを産んで仔猫が沢山増えていきます。猫ボランティアさんや地域の方々の一部の仔猫を引き取り、飼ひ猫として面倒見てくださいますが、ふるさと納税で世田谷の野良猫達を避妊、去勢の手術をしていただきたいと思います。地域猫として面倒を見るのもいいのですが、外での生活は過酷です。出来たら里親、猫カフェなどから保護猫として余生を過ごさせて欲しいと思います。 ふるさと納税の対策として先ず、野良猫達のために避妊、去勢の手術代を全額負担の窓口を設けて欲しいと思います。金額は少額で例えば、300円からでいいんです。私は世田谷区にそので窓口が無いので他県にふるさと納税をしています	飼ひ主のいない猫の問題について、区では、地域の住民とボランティアと行政が連携し地域猫活動を行うことによる解決を目指しています。これまででも多くの住民の方、ボランティアの方のご協力により、地域猫活動を進め、飼ひ主のいない猫の問題の解決をしてきました。ご提案のあったふるさと納税を活用した取組みについては、他自治体において取り入れられている制度です。これまで区においても検討を進めてきましたが、寄附を財源とするため、長期、安定した運営が可能かどうか、他自治体の動向を注視しているところです。また、区では、飼ひ主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成をすでに行っています。助成制度については、現状を分析しつつ、検討を進めていきます。飼ひ主のいない猫が増えているという情報があれば、世田谷保健所までご連絡ください。	政策経営部 経営改革・官民連携担当課 世田谷保健所生活保健課	電話 03-5432-2190 ファクシミリ 03-5432-3047 電話 03-5432-2908 ファクシミリ 03-5432-3054	令和3年8月10日	
産後ケア事業の仮登録申請について	妊娠8ヶ月になったため、せたがや子育て応援ブック(P.39)に記載されている電話番号に電話をしました。職員から「窓口に足を運んで申請書を記入することが可能か？」と尋ねられ、難しい旨を伝えたとこ、申請書を郵送してもらうことになりました。このやり取りをするだけで20分以上時間がかかりました。緊急事態宣言下で妊娠後期の妊婦に来所するよう促すのはいかがなものかと思えます。産後ケア事業の仮登録申請をWebから行えるようにしていただきたいです。	産後ケア事業の利用登録申請を受け付ける際は、要件を確認するとともに、直接お母さまのお顔を見てお話をし、どのようなサポートが必要と感じていらっしゃるかをお聞きしたく、対面での利用申請を原則としていますが、コロナ禍において、現在はお問い合わせにに応じ、郵送での受付等の対応も行っていきます。 区としては、いただいたご意見を今後の事業運営の参考にするとともに、区民の皆様が安心して子育てができるよう精一杯努めていきます。	子ども・若者部 児童相談支援課	電話 03-6304-7731 ファクシミリ 03-6304-7786	令和3年8月11日	
蚊の対策について	世田谷区は蚊が多いです。よく刺されます。職場は千代田区ですが、千代田区にいるときは刺されません。また、以前は足立区に住んでいましたが、今のようには刺されませんでした。さらに、学生のおときは目黒区と文京区にいましたが、やはり今のようには刺されませんでした。 お隣の目黒区は蚊対策に取り組んでいるようですが、世田谷区はきちんと対策を講じているのでしょうか。目黒区のように対策を講じてください。	世田谷区における蚊媒介感染症のまん延予防への取組について説明します。 ① 蚊の発生予防対策 区内施設にリーフレットを配付し、蚊の発生予防対策の実施を依頼しています。区立公園内の雨水ます、砦公園及び駒沢オリンピック公園周辺の区道雨水ますに昆虫成長制御剤（IGR）を定期的に散布しています。区民から蚊の発生相談があった区道雨水ますにも散布しています。 ② 蚊の生息密度調査 5～11月の期間中、月に1回、蚊の生息密度実態調査を実施しています。 また、東京都では、感染症媒介蚊サーベイランスとして砦公園及び駒沢オリンピック公園において、定期的に蚊のウイルス保有調査を実施しています。 ③ 民への蚊についての普及啓発 区内掲示板でのポスター掲示、区のおしらせ、ホームページ（ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/006/003/d00140074.html ）等の広報媒体に掲載、各まちづくりセンターでのチラシの配布、町会自治会でチラシ回覧等により蚊の発生予防対策を周知して、蚊に刺されないための注意喚起を行っています。今後も蚊媒介感染症の発生状況に注視しつつ、蚊媒介感染症の防止に向けた取組を積極的に進めていきます。	世田谷保健所生活保健課	電話 03-5432-2903 ファクシミリ 03-5432-3054	令和3年8月11日	
私有地の喫煙について	駅から、世田谷線沿いに歩くと、私有地にたばこの自販機と喫煙所があり、公道通行者の受動喫煙になっています。私自身妊婦ですが、子ども達の通学にも大変迷惑です。毎日通るたび、喫煙者の溜まり場となり、くさい匂いとマスクをしていない人が集まり、不快です。対応をお願いします。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するために、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。また、たばこルールでは「事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備に努めるもの」と定められており、区としても改善要請を行っているところですが、残念ながら灰皿の撤去については同意をいただけておりません。 区としては、引き続き、灰皿設置者へ改善要請を行うとともに、路上へのはみ出しでの喫煙等については、標示物の設置や環境美化指導員の巡回・指導で対応していきます。	環境政策部 環境計画課	電話 03-6432-7129 ファクシミリ 03-6432-7991	令和3年8月12日	
コロナ対策	町会から「回覧板」が回ってきました。コロナ禍の中、少し無神経ではないですか。	回覧板については、これまでと同様のご意見をいただいております。区としては課題と認識しています。皆さまからの不安の声を受けて、区からの町会・自治会への文書回覧のお願いは必要最小限となるよう配慮をしています。 回覧板の運用は、各町会・自治会において自主的に行われていますが、お寄せいただいた声は、世田谷区町会総連合会にお伝えし、各町会・自治会の運営に役立てていただくようお願いしています。 また、区から町会・自治会へ回覧をお願いするチラシ等の文書については、インターネット上でもご覧いただけるよう、当課の専用ホームページに掲載する取り組みを本年6月に開始しています。 当該専用ホームページのURLはこちらです。 http://www.fureai-cloud.jp/setagaya-chi-kisanka 又は検索サイトから「せたがや 地域参加・生涯現役サイト」と検索ください。 トップページから「町会・自治会」>「世田谷区 回覧ちらし」とクリックしてちらしをご覧ください。	生活文化政策部 市民活動・生涯現役推進課	電話 03-6304-3166 ファクシミリ 03-6304-3597	令和3年8月13日	
古い駐輪禁止標識を撤去してほしい	昭和時代？平成時代？遺産？遺物？のような移動困難な駐輪禁止標識が9台大通りに置いてあります。此の9台を撤去して欲しいと思います。そして駐輪禁止の地面に貼るのシートにして欲しいです。.	ご指摘の「駐輪禁止標識」とは、物理的に自転車を放置できないようにするための「フィールド・アーチ」と我々が呼んでいるものです。根元に水を入れるとその重さで倒れにくくなるものです。実際、古くなって見た目が悪くなっています。しかしながら置いている場所が、小学校の北側の商店街ですので、小学校側と相談が必要です。また、ご要望の一つとして挙げている放置自転車禁止の「路面標示シート」の貼付ですが、小学校の正門付近を中心に、商店街の路上には比較的数多く貼り付けてあります。景観の面から小学校側と調整が必要だと考えています。 今後、小学校やその関係者と調整をしながら、対応を検討したいと思います。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7968 ファクシミリ 03-6432-7996	令和3年8月16日	

<p>パラリンピック観戦小・中学生を参加させてほしい！</p>	<p>本日、東京都としてパラリンピックを学校連携観戦をサポートするとあります！是非世田谷区参加したい！我が子は、川場、日光と、両方参加出来ず、とても残念な、学校生活でした。クラシックのコンサートや、野球、映画館は、有客で行っています！いろんな制約の犠牲になっている、子供達に、このパラリンピックを、是非参加させて下さい！</p>	<p>学校連携観戦は、東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を、都内の小中学校に通う児童・生徒に身近に感じてもらえる機会として、平成30年度に都教育委員会の呼びかけにより実施が決定し、世田谷区も観戦を希望し準備を進めてきました。しかし、競技会場までの移動に伴う負担や熱中症への対策、また、感染拡大や変異株の状況が見逃せないことなどから、7月5日に開催した教育委員会で、オリンピック・パラリンピック両競技大会の学校連携観戦について、全区立小・中学校の参加を中止とする決定を行い、保護者の皆様にお知らせいたしました。区教育委員会といたしましても、子どもたちが競技を観戦する貴重な機会がなくなり、大変心苦しく思いますが、児童・生徒の安全を第一に考えての判断ですので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>教育政策部 教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041</p>	<p>令和3年8月17日</p>	
<p>渡航予定がある場合のコロナワクチン接種証明書発行について</p>	<p>カナダへ留学のため出発予定の息子がワクチン接種証明書が必要です。現在、世田谷区では接種証明書の発行まで2～3週間となっております。お電話で渡航予定があるため優先的に発行して頂けないかの旨を問い合わせしたところ、「そのような処理は行っていない」との回答でした。申請中ではあるものの間に合うのかとても不安な日々を過ごしております。他の自治体(目黒区は30分程度での窓口発行可能、川崎市も渡航予定ある人からの優先発行など)しているようです。世田谷区も航空機の予約控や始業予定がある場合の資料の添付があれば優先発行して頂けるようにご配慮をお願いしたいです。</p>	<p>接種証明書の発行については、公平・公正の観点から申請を受付けた順番に発行していますが、渡航が迫っている場合は、渡航日などをメモ等に明記し、付箋をつけていただくなど、分かりやすくしていただけることで善処させていただいています。現在、申請が込み合っており、当初の想定よりお時間をいただいています。申し訳ありませんが、余裕をもった申請にご協力願います。</p>	<p>住民接種担当部 住民接種調整担当課</p>	<p>新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせの専用ダイヤル 世田谷区新型コロナワクチンコール 0120-136-652</p>	<p>令和3年8月19日</p>	
<p>妊婦へのコロナワクチン接種に関して</p>	<p>私は妊娠5ヶ月の妊婦です。昨今のコロナの状況を鑑み、ワクチンの妊婦への明確な推奨と、優先接種を行っていただけないかと思い、メッセージしています。これまでは妊娠初期は避けるべきとされ、最近は打つべきという流れになりましたが、いざ打とうと思ってもなかなか予約が出来ず、できても家から遠い場所であったり、副反応がきついモデルナ社のワクチンであったり、夫不在時にしかスケジュールを組めなかったりと、ただでさえ体調が不安定な妊婦には不安要素が大きいです。様々な自治体が取り組みを始めていますが、ぜひ世田谷区も妊婦への優先接種を即座にご検討頂けないでしょうか。</p>	<p>妊娠中に新型コロナに感染すると、重症化や早産のリスクが高いことから、区では妊婦及び同居する配偶者等の方へ、区の集団接種会場で新型コロナワクチンの優先接種を9月1日（水）より行います。予約受付は、8月27日（金）から世田谷区新型コロナワクチンコールで行っています。この機会にぜひご利用ください。</p>	<p>住民接種担当部 住民接種調整担当課</p>	<p>新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせの専用ダイヤル 世田谷区新型コロナワクチンコール 0120-136-652</p>	<p>令和3年8月20日</p>	
<p>緊急事態宣言の要請を無視する飲食店</p>	<p>駅前で、緊急事態宣言の要請を無視する飲食店があります。営業宣言もしており、『正直者がバカを見る』状態になっているようです。他の飲食店が違法に営業するきっかけになったように思います。飲食店の経営が苦しいのは分かりますが、医療崩壊の中で、誰かの命に変えてお酒を飲みに行く必要はないと思います。要請無視の営業の飲食店への働きかけをお願いしたいです。</p>	<p>新型コロナウィルス感染者数が増加している中、区では引き続き区民の皆様や事業者の皆様への注意喚起や感染予防の取組みに向けた協力をお願いしています。飲食店の営業については、時間短縮営業要請に従わない場合などの必要な命令等の権限は東京都が有しており、区としては、東京都に情報提供を行い、連携を図りながらコロナウィルス感染防止のため、各店舗に協力を求めています。</p>	<p>経済産業部 商業課</p>	<p>電話 03-3411-6667 ファクシミリ 03-3411-6635</p>	<p>令和3年8月20日</p>	
<p>小学生の給食着について意見</p>	<p>小学校の給食着について、家庭での洗濯で柔軟剤の使用に配慮するよう、学校を通じてお話がありました。このコロナ禍でいつまで給食着を共用し家庭での洗濯にするのでしょうか。給食着の共用による家庭間での感染拡大を防ぐためにも、給食着は週末に学校で回収し業者によるクリーニングをするなどして対応していただきたいです。たしかに柔軟剤の香りの問題は世間でも関心のあることではありますが、それよりも感染防止の観点からも、まずは給食着の家庭での洗濯を改めることから早急に検討すべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の学校の給食着については、児童・生徒各人の使用頻度が低いことから、ご家庭への負担とならないよう、教育委員会で用意し、各学校での共用としています。学校では、学期末等の長期休業の機会に、クリーニングに出す等して洗濯し、清潔を保つよう管理していますが、全校において週末ごとにクリーニングに出すことは、費用面等から難しい状況です。共用の給食着の着用について、不安があり、ご家庭から代わりの衣類を持参させたい場合は、学校へご相談いただけますようお願いいたします。学校における感染症対策は保健所等関係機関と相談しながら進めているところです。また、柔軟剤などの香りに対して不快に感じる方もいますので、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2696 ファクシミリ 03-5432-3029</p>	<p>令和3年8月23日</p>	
<p>公共施設利用時の体調確認書について</p>	<p>意見1 世田谷区総合運動場温水プールで使用するボールペンが使いまわされており（消毒もされてない）、むしろ感染リスクが高まっていると考えます。早急な対策を求めます。 意見2 プール利用時に体調確認書を記載させる意味があまりないため、体調確認書の記載は廃止したほうがよいと考えますが、いかがでしょうか？ 質問1 大蔵第2運動場では体調確認書の提出を求めています。体調確認書を記載しないと利用できないということでしょうか？体調確認書を記載しないと利用できない場合、法的根拠を教えてください。</p>	<p>総合運動場温水プールをはじめ、区立スポーツ施設では個人利用・団体利用いずれにおいても、施設ご利用者の皆様に「体調確認書」の記入をお願いしています。記入用のボールペンについては、現在最低1時間に1度の消毒を行っているところですが、ご利用いただく皆様に一層安心していただけるよう、他の施設の状況なども参考に改善に向けて取り組んでいきます。また、体調確認書は、スポーツ庁が定める「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、さらなる感染拡大を防止するため、感染疑い・体調不良時等に施設利用を控えていただくことや、保健所からの要請に基づき陽性者の施設利用状況を確認すること、クラスター発生時に同時利用の可能性のある方を特定し、必要に応じて積極的に連絡を取らせていただくことなどを目的に、施設利用日当日に書面での記入をお願いしています。なお、体調確認書の記入は法令等に基づく義務ではありませんが、上記目的等にご理解をいただき、施設ご利用の際はご協力をお願いいたします。</p>	<p>スポーツ推進部 スポーツ推進課</p>	<p>電話 03-5432-2742 ファクシミリ 03-5432-3080</p>	<p>令和3年8月26日</p>	
<p>世田谷ナンバーについて</p>	<p>世田谷ナンバーについては、元々の品川ナンバーと選択制にしてもらいたいです。私は品川ナンバーエリア限定を条件に自宅を購入しました。普通のサラリーマンですので、そう簡単に自宅を買い替える事は不可能です。子どもの頃より品川ナンバーの車に乗るのが夢でした。世田谷ナンバーの存在を否定はしませんが、既得権を守る為に選択できるようにしてください。</p>	<p>ナンバープレートの地域名については、道路運送車両法第九条に基づき、国土交通省令で定められているため、世田谷ナンバー選択制の導入のためには国における省令等の改正が必要となります。現在、国土交通省では、「新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」を開催し、新たな全国版図柄入りナンバーの導入に向けて検討を行っており、今後は地域名表示に関する基準等を含めた地方版図柄入りナンバープレートの制度のあり方等についても議論を行うとのこと。当該検討会議では、広く意見を取り入れながら検討を進めていくとのことでしたので、国土交通省自動車局自動車情報課に対して、区より個人情報伏せた形で選択制導入についてのご意見をお伝えしました。</p>	<p>経済産業部 産業連携交流推進課</p>	<p>電話 03-3411-6644 ファクシミリ 03-3411-6635</p>	<p>令和3年8月27日</p>	

<p>小学校も不織布マスク着用指定に</p>	<p>世田谷区の小学校に子どもを通わせてる保護者です。ひとつ相談があります。未だにウレタンマスクなどの低スペックのマスクで登校してくる生徒が多数います。せめて不織布マスクを着用するように学校へお願いできないでしょうか。私立ですが長女の中学校や長男が通っている塾ですすでに不織布マスクが指定になってます。子ども達の大切な学校生活を守るために、子ども達と家族、そして先生達の命を守るためにも。一刻も早いご対応を期待してます。</p>	<p>世田谷区立小中学校での新型コロナウイルス感染症対策は、文部科学省が作成している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の内容に基づいて行っており、区HPにて公表・周知し、手洗いや咳エチケット、換気、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することとしています。ご指摘のマスクの素材や種類については、児童生徒の中には感覚過敏、皮膚疾患、呼吸器の病気などにより指定した素材での着用が難しい場合があります。また、ご利用になるマスクの形や装着方法などについて、顔にぴったりとフィットしているマスクを選ぶことやマスクを正しく着用することも飛沫の拡散防止に重要とされていることなどから、現時点では指定はしておりません。なお、厚生労働省において不織布のマスクが高い効果を持つとされていること等も踏まえ、今後機会をとらえて不織布マスクの使用を推奨するとともに、正しいマスクの着用方法を指導していきます。今後も児童生徒が安心して学校生活を送れるよう対応をしていくとともに、学校の感染症予防の指導を徹底していきます。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2693 ファクシミリ 03-5432-3029</p>	<p>令和3年8月30日</p>	
<p>保育施設の利用に伴う現況確認について</p>	<p>現況確認書類として「家庭状況届」と「勤務証明書」を提出することとなっておりますが、「家庭状況届」記入について、簡素化をお願いします。「家庭状況届」の各項目については、入園時に記入し提出していますが、現況確認時には、たとえ変更がなくても毎年全く同じ内容をすべて記入し提出することになっています。我が家は入園以来同じ内容を4回記入し提出しています。区役所で入園時および昨年度の提出内容をデータベース化しているでしょうか、毎年全く同じ内容を記入しなければならない理由がわかりません。 ・昨年度から変更がない場合→「無」にチェックしその他項目は記入不要 ・昨年度から変更ありの場合→「有」にチェックし変更箇所のみ記入とし、勤務証明書を添付すれば現状を確認するには十分かと思いますが、いかがでしょうか？ 書く内容が少なければ早く提出できるので保育園の先生方や区役所の方の事務処理も早く済むかと思えますし、共働き家庭は本当に忙しくこの記入量は結構負担なので可能なものは少しでも効率化簡素化していただきたいです。</p>	<p>世田谷区では、子ども・子育て支援法第22条「教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」に基づき、毎年、「家庭状況届」と「保育を必要とする要件資料」の提出をお願いしています。「家庭状況届」等の提出に関して、これまで保護者の皆様から様々なご意見をいただいております。区としても手続きしやすいよう検討を重ね、今年度においては、電子申請を導入しました。しかし、この電子申請においても、ご指摘の記載項目に関しては、紙での提出の場合と同様の項目を求めているところです。今回の意見を踏まえて、法令で定められている範囲内でどのように簡素化できるか検討していきたく考えています。</p>	<p>保育部 保育認定・調整課</p>	<p>電話 03-5432-1200 ファクシミリ 03-5432-1506</p>	<p>令和3年8月31日</p>	